（別記１）

事務支援組織の特定非営利活動法人化支援に係る交付対象要件等について

第１　交付対象者が備えるべき要件

（１）事業実施年度の４月１日から当該年度の３月10日までに、特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条に規定された特定非営利法人の設立登記が行われていること。

（２）法人設立後、複数の多面交付対象組織に対する事務手続の支援のほか、活動内容を高度化するための技術支援を本交付金に係る事業が終了するまでの間、継続して行うこと。

（３）当該法人が支援する多面交付対象組織（以下「支援対象組織」という。）の多面的機能支払交付金実施要綱（以下「多面要綱」という。）別紙１の第５の２に定める活動計画書に定めた区域を合わせたまとまりのある区域が、昭和25年２月１日時点の市区町村区域程度又は活動計画書に定めた区域内の農用地面積の総計がまとまりのある農用地面積として、200ha以上（北海道にあっては3,000ha以上）を有すること。

（４）（３）の規定にかかわらず、都道府県知事は、多面要綱別紙３の第１の３に定める基本方針において、生産条件が不利な農用地等地域の状況に応じて、50ヘクタール以上200ヘクタール未満の範囲（北海道にあっては1,500ヘクタール以上3,000ヘクタール未満の範囲）又は協定に参加する集落が３集落以上の範囲で、事務支援組織の特定非営利活動法人化支援の対象となる区域の規模を別に定めることができる。

第２　交付手続

（１）交付金の交付を受けようとする事務支援組織（以下「交付対象者」という。）は、別記１様式第１号を事業実施年度の３月10日までに、次のアからエまでに掲げる書類を添付し、多面要綱別紙３の第１の３に定める基本方針により都道府県知事が事務支援組織への支援事業を実施する者（以下「支援事業実施主体」という。）として定めた者に提出するものとする。

ア　法人設立登記事項証明書

イ　定款の写し

ウ　構成員名簿

エ　支援対象組織への事務支援計画（実績）（別記１添付様式）

（２）支援事業実施主体は、（１）により交付対象者から提出のあった別記１様式第１号及び添付書類の内容を確認し、当該交付対象者が第１に定める要件を満たし、その内容が適切と認められる場合には、交付決定を行い、交付対象者に対し、別記１様式第２号により通知し、交付金を交付する。

（３）なお、支援事業実施主体は、事業実施年度の３月31日までに交付対象者に交付金を交付するものとする。

（４）支援事業実施主体は、別記１様式第３号を要綱第17の規定による事業実績の報告と併せて、地方農政局長等に報告する。

第３　報告

　交付対象者は、法人設立後、支援対象組織に対する事務手続等の支援の実績について、本交付金に係る事業が終了する年度の３月末日までに、別記１様式第４号により、支援事業実施主体に報告するものとする。

第４　交付金の返還

（１）支援事業実施主体は、交付対象者が第１の要件を満たさないことが確認された場合、当該交付対象者に対して交付した交付金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（２）支援事業実施主体は、（１）により交付対象者から交付金の返還があった場合は、当該返還額を国に返還するものとする。